

質改善・患者安全のための革新的教育コンソーシアム 規約

令和5年6月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この共同事業体は、質改善・患者安全のための革新的教育コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)と称する。

2 本コンソーシアムの英文表記を The Consortium for Integrated Education of Quality Improvement and Patient Safety (略称：CIE-QIPS) と定める。

(事務局)

第2条 本コンソーシアムは、事務局を京都市左京区聖護院川原町54 京都大学医学部附属病院に置く。

(目的)

第3条 本コンソーシアムは、京都大学大学院医学研究科・医学部及び京都大学医学部附属病院が、質改善・患者安全の向上に資する教育、研究及び活動・事業のコンテンツ及び成果を本コンソーシアムの団体会員に提供し、当該会員が質改善・患者安全を学ぶ機会を提供することを目的とする。

(活動)

第4条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために以下の活動・事業を行う。

- (1) 質改善・患者安全に係る本コンソーシアム又は京都大学医学部附属病院が開発した学習教材を団体会員に提供する。
- (2) 京都大学医学部附属病院が保有するインフォームド・コンセントに係る患者説明・教育用資材を団体会員の要望に応じて提供し、当該資材の導入方法についてコンサルテーションを行う。
- (3) 質改善・患者安全に係る活動に関し、団体会員の安全管理部門に対し、高難度医療の安全な導入、医療事故調査・ヒアリングの方法、ハイリスク部門の安全管理、患者からの苦情対応その他のコンサルテーションを行う。ただし、個別具体的な案件に対するコンサルテーションは、団体会員が京都大学医学部附属病院との間で別途学術指導に係る契約を締結した上で、行うものとする。
- (4) 本コンソーシアムの会員が参加する交流会及びワークショップを開催する。

(5) その他本コンソーシアムの目的に合致する教育、研究及び活動・事業を実施する。

第2章 構成員

(種別)

第5条 本コンソーシアムは、次の者により構成されるものとする。なお、本規約においては(1)ないし(3)を総称して「会員」という。

(1) 代表機関

国立大学法人京都大学(京都大学大学院医学研究科・医学部、京都大学医学部附属病院及び京都大学医学部附属病院医療安全管理部等)とする。

(2) 団体会員

第3条で定める本コンソーシアムの目的に賛同する医療機関に限定するものとし、別紙1で定める年会費の額により、団体会員A又はBとする。

(3) 賛助・指導会員

大学研究者その他の専門家など本コンソーシアムに貢献すると代表者が認めた団体又は個人とし、年会費は不要とする。

(代表者)

第6条 代表者を京都大学医学部附属病院 医療安全管理部長とする。

2 代表者は、代表機関に所属する者の中から代表者を補佐する者として副代表者を2名まで選任することができる。

3 団体会員及び賛助・指導会員は、本コンソーシアムの活動内容に関し代表者に対して意見、提案を行うことができる。

(入会等)

第7条 本コンソーシアムにおける入会等については次のとおり取り扱うものとする。

1 入会

入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表者がこれを承認することで入会できる。ただし、団体会員の入会日は、加入年度の年会費を納入した日とする。

2 退会

退会を希望する者は、代表者に退会届を提出することでいつでも退会できる。ただし、退会の時期にかかわらず、年会費の返還はないものとする。

3 除名

会員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、代表者は当該会員を除名することができる。

(1) 本規約に反したとき

- (2) 本コンソーシアムの運営を妨げたとき
- (3) 本コンソーシアムの他の会員に損害を与えたとき
- (4) 公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) その他、団体会員及び賛助・指導会員全員が除名相当と判断する理由があったとき

4 解散

代表者は団体会員及び賛助・指導会員と協議の上、本コンソーシアムを解散できるものとする。

(年会費)

第8条 年会費は別紙1のとおりとし、各年4月1日から翌年3月31日までの分とする。

2 年会費は申込時期にかかわらず別紙1に定める額とする。

3 団体会員は本コンソーシアムの事務局が発行する請求書に基づき年会費を支払うものとする。

(公表事項)

第9条 本コンソーシアムの概要ならびに参加する会員名は公表することができる。ただし、非公表を希望する者を除く。

第3章 非公開情報、情報公開及び反社会的勢力排除

(非公開情報)

第10条 本規約において会員限定情報とは、他の会員又は事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された情報であって、開示者が会員限定情報の表示を付すことにより、本コンソーシアムの会員のみを開示する非公開情報である旨を明示した情報をいう。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員限定情報に該当しないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は受領者の責によらず公知となった情報
- (2) 受領者が既に保有している情報
- (3) 受領者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 受領者が会員限定情報によらずに独自に開発又は知りえた情報
- (5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

3 会員は、会員限定情報を本コンソーシアムの活動の目的のみに利用するとともに、開示者の書面による承諾なしに第三者に会員限定情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。また、会員が本コンソーシアムを退会した若しくは除名された場合又は本コンソーシアムが解散した場合も、受領者は開示者の書面による承諾なしに第三者に会員限定情報を提供、

開示又は漏洩しないものとする。

4 前項の規定に関わらず、第4条第3号及び同条第4号で定める活動に関連して、代表機関から会員に対して提供された説明文書、マニュアル等の資料について、当該会員は通常の業務の範囲内のみで利用することを約し、代表者による事前の書面による承諾なしに当該資料を第三者に提供又は開示しないものとする。

5 会員限定情報その他本コンソーシアムに関連して、本コンソーシアムの会員間又は代表機関と会員の間において開示された一切の情報に係る著作権、特許権等の知的財産権その他一切の権利は、当該情報の開示者又は当該情報の権利保有者に留保される。本コンソーシアムへの入会、本コンソーシアムにおける活動又は本コンソーシアムの会員間若しくは本コンソーシアムと会員の間における情報の開示によって、会員限定情報その他何らの情報に関しても、当該情報の開示者から他の会員又は本コンソーシアムに対して何らの権利も移転せず、また、本規約に明示的に規定される限定的な権利以外には、他の会員に対して会員限定情報を使用又は利用する何らの権利も許諾されない。

(情報公開)

第11条 本コンソーシアムでは、第10条に定める会員限定情報及び同条第4項に定める資料を除き、共有された情報は公開できるものとする。

第4章 財政

(経理)

第12条 本コンソーシアムの事務局は、年度毎に経理報告を行う。

2 本コンソーシアムが徴収する年会費の用途は、別紙2で定める用途とする。

(反社会的勢力排除)

第13条 本コンソーシアム会員は反社会的勢力（暴力団等（その団員、準構成員及び関係企業を含む）、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者を意味する。以下、同じ。）との取引排除に関し、次の各号に定める条項を遵守する。

(1) 本コンソーシアム会員は、現在及び過去5年間に反社会的勢力の何れにも該当しないことをそれぞれ表明し、将来にわたっても確約する。

(2) 本コンソーシアム会員は、現在、①反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）によってその経営を支配若しくは関与されていないこと、②自らが反社会的勢力等を利用若しくは資金又は便宜等を提供していないこと、③その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係等のないことをそれぞれ表明し、将来にわたっても確約する。

- (3) 本コンソーシアム会員は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求、②法的な責任を超えた不当な要求、③取引に関する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、④風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、若しくは相手方の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為の何れも行わないことを確約する。
- (4) 本コンソーシアム会員は、各自が当事者となっている下請契約又は再委託先契約等、本コンソーシアムに密接に関連する契約（以下「関連契約」という）において、その当事者又は代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力等に該当することが判明した場合には、速やかにその事実を本コンソーシアム運営事務局に報告し、本コンソーシアム運営事務局の指示に従い当該関連契約につき解除その他の必要な措置を講ずることを確約する。

第5章 雑則

(期間)

第14条 本コンソーシアムは、2023年6月1日に開始し、2028年3月31日まで実施する。なお、代表者の判断により、期間満了の3か月前までに団体会員に書面により通知することにより、延長することができる。

(規約別紙の変更)

第15条 本規約別紙は、代表者及び団体会員の代表が協議の上、改正することができる。団体会員の代表は、団体会員の互選によって一名を選任する。

(免責)

第16条 本コンソーシアムの活動は、すべて自己の責任において遂行されるものであり、いかなる事由が生じても本コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項については代表者及び団体会員が協議の上、解決するものとする。

以上

別紙1：年会費

会員種別	年会費（税抜き）	本コンソーシアムが提供する活動
団体会員 A	50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質改善・患者安全に係る学習教材の提供 ・ インフォームド・コンセントに係る患者説明・教育用資材の提供及び当該資材の導入方法についてのコンサルテーション ・ 質改善・患者安全に係る活動に関し、団体会員の安全管理部門に対するコンサルテーションの実施（ただし、個別具体的な案件を除く。） ・ 会員が参加する交流会及びワークショップの開催
団体会員 B	10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質改善・患者安全に係る学習教材の提供 ・ 質改善・患者安全に係る活動に関し、団体会員の安全管理部門に対するコンサルテーションの実施（ただし、個別具体的な案件を除く。） ・ 会員が参加する交流会及びワークショップの開催

別紙2：年会費より徴する費目

	費目
(1)	本コンソーシアムの活動に資する研究を京都大学大学院医学研究科・医学部及び京都大学医学部附属病院が行うための研究費及び活動費（倫理委員会の審査料、論文掲載料、本コンソーシアムの広報費用、講師への謝礼及び外部専門家への業務委託費を含むがこれに限られない。）
(2)	事務局の人件費及び運営費用